

# 大口町下水道事業経営戦略

団 体 名: 愛知県丹羽郡大口町  
事 業 名: 大口町公共下水道事業  
策 定 日: 令和 元年 5月  
計 画 期 間: 令和 元年度～令和10年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	36.1 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	2		
処理場数	0		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・平成19年7月より料金徴収事務を扶桑町と共に丹羽広域事務組合(扶桑町との一部事務組合で、上水道と消防業務を行っている)に委託 ・平成31年度に特定環境保全公共下水道事業を公共下水道事業に統合 ・令和2年度に農業集落家庭排水事業を公共下水道事業に統合予定		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使用料

<p>一般家庭用使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>基本使用料を設定したうえ、超過する水量に対して従量制とし、水量に応じた累進性の使用料体系を採用している。</p> <p>基本使用料(1使用月) 714円(10 m<sup>3</sup>まで)</p> <p>超過使用料</p> <p>11 m<sup>3</sup>～20 m<sup>3</sup>__104円/m<sup>3</sup> 21 m<sup>3</sup>～30 m<sup>3</sup>__119円/m<sup>3</sup> 31 m<sup>3</sup>～50 m<sup>3</sup>__128円/m<sup>3</sup> 51 m<sup>3</sup>～100 m<sup>3</sup>__133円/m<sup>3</sup> 101 m<sup>3</sup>～500 m<sup>3</sup>__152円/m<sup>3</sup> 501 m<sup>3</sup>～ __190円/m<sup>3</sup></p>		
<p>業務用使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>同上</p>		
<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>—</p>		
<p>条例上の使用料*2 (20m<sup>3</sup>あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成27年度 1,894 円</p>	<p>実質的な使用料*3 (20m<sup>3</sup>あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成27年度 2,722 円</p>
<p>平成28年度 1,894 円</p>	<p>平成28年度 2,671 円</p>		
<p>平成29年度 1,894 円</p>	<p>平成29年度 2,792 円</p>		

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<p>職員数</p>	<p>4</p>
<p>事業運営組織</p>	<p>町長 - 副町長 - 産業建設部 - 建設課 - 下水道管理グループ └ 下水道整備グループ</p>

(2)民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p>	<p>マンホールポンプの保守点検業務を民間業者に長期継続契約で委託している。</p>
----------------	--------------------------------	--

	イ 指定管理者制度	該当する施設がありません
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	未実施
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用する土地・施設がありません

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

添付のとおり

## 2. 経営の基本方針

下水道は、生活環境の改善、雨水の排除、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。  
このため、「下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化すること」を基本方針とします。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### <管渠施設>

公共下水道事業では、令和6年度までに面整備の整備率を95%とする。また、建設後30年を超過する管渠を始めとし、平成31年度からストックマネジメント計画に基づき、マンホール及び管渠の点検・調査を実施し、今後の管更生による長寿命化や布設替えなど費用の比較検討を行いながら計画的に工事を行うとともに、予防保全型の維持管理体制を進めていく。

特定環境保全公共下水道事業の面整備については、概ね完成していることからストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を行っていく。また、公共下水道と同じ流域下水道関連であることから、公共下水道事業会計との統合を図る。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

管渠の建設事業については、未普及対策として補助金等を活用するとともに、起債を充当しながら整備を進める。また、施設更新にあたっては、ストックマネジメント計画を策定し、有利な補助金を活用することを見込んでいる。

起債償還(元金・利子)にあたっては、本町の下水道建設を昭和63年から令和6年と40年弱の短期間で整備していることから、令和2年度にピークを迎える。本来ならば下水道使用料で賄うべきではあるが、使用料で賄えきれない部分については、一般会計繰入金による対応とする。また、整備計画中の周辺部の整備については、公共下水道以外での排水処理を検討し、費用対効果を考えた整備の見直しをする。

繰入金についての考え方では、地方公営企業会計への移行を踏まえ、使用料改定等も検討したうえ、適切な費用区分のもと一般会計からの繰入金を算定することとし、特別会計時代から継続して行われていた経営支援に係る基準外繰入金の縮小を図る。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業ともに近年の平均的な予算を見込んでいる。

ただし、経費の半分以上が県の処理場で要する経費の支払いであり、不明水を含んだ県の受け入れ水量に応じて高くなっている。今後、令和元年度から進めるストックマネジメント計画による改築更新事業の推進により不明水の削減が見込め、この経費の上昇抑制策と考えている。また、起債の利息についても、償還が進むことで経費の削減となる。

## (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	使用料収納に関しては、扶桑町とともに丹羽広域事務組合に委託し、効率化に取り組む。
投資の平準化に関する事項	面整備の推進とともに国の示す手順に従いストックマネジメント計画に基づき、改築更新を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	未実施
その他の取組	未実施

## ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道事業では、経営支援的な基準外繰入を行って収支を保っている状態である。また、現在、大口町の下水道使用料は、公共下水道の使用料とその他農業集落家庭排水地域の使用料の2通りあり、同じ汚水処理に係る使用料でありながら違いがある。平成26年度には、公共下水道及び農業集落家庭排水地域の使用料改定を行ってはいるが、消費税等の改定に伴い外税方式への改定としたことから、経営戦略上、必要な改定とはなっていない。今後、将来的な使用料の統一も行い、公共下水道事業の経営の健全性が保てるよう、適正な使用料金について検討する。
資産活用による収入増加の取組について	未実施
その他の取組	未実施

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	マンホールポンプの包括的民間委託により、効率的な運営を検討する。
職員給与費に関する事項	平成22年時点の1万人以上5万人以下の団体の平均6.1人よりも農業集落家庭排水担当を入れても4人と少ない人員となっている。今後、地方公営企業会計への移行も検討し、適正な人員配置に努める。
動力費に関する事項	電力自由化を受けて検討を行ったが、中部電力以外の引き受け手はなかった
薬品費に関する事項	未実施

<p>修繕費に関する事項</p>	<p>現在、マンホールポンプの維持修繕が主体であったが、近年、不明水が多くなっている状況から、今後はストックマネジメント計画による維持管理を進め、管路施設の改築更新も含め対策を行う。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>マンホールポンプの包括的民間委託により、効率的な運営を検討する。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>未実施</p>

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項</p>	<p>この経営戦略では、令和元年度から令和10年度までの10年間について、下水道事業経営の方向性を示している。今後は年次ごとに収支や更新事業の進捗確認を行うとともに、ストックマネジメント計画とも連携させながら、5年を目途に見直しを行うこととする。</p>
---------------------------------	---